

(平成31年1月1日現在)

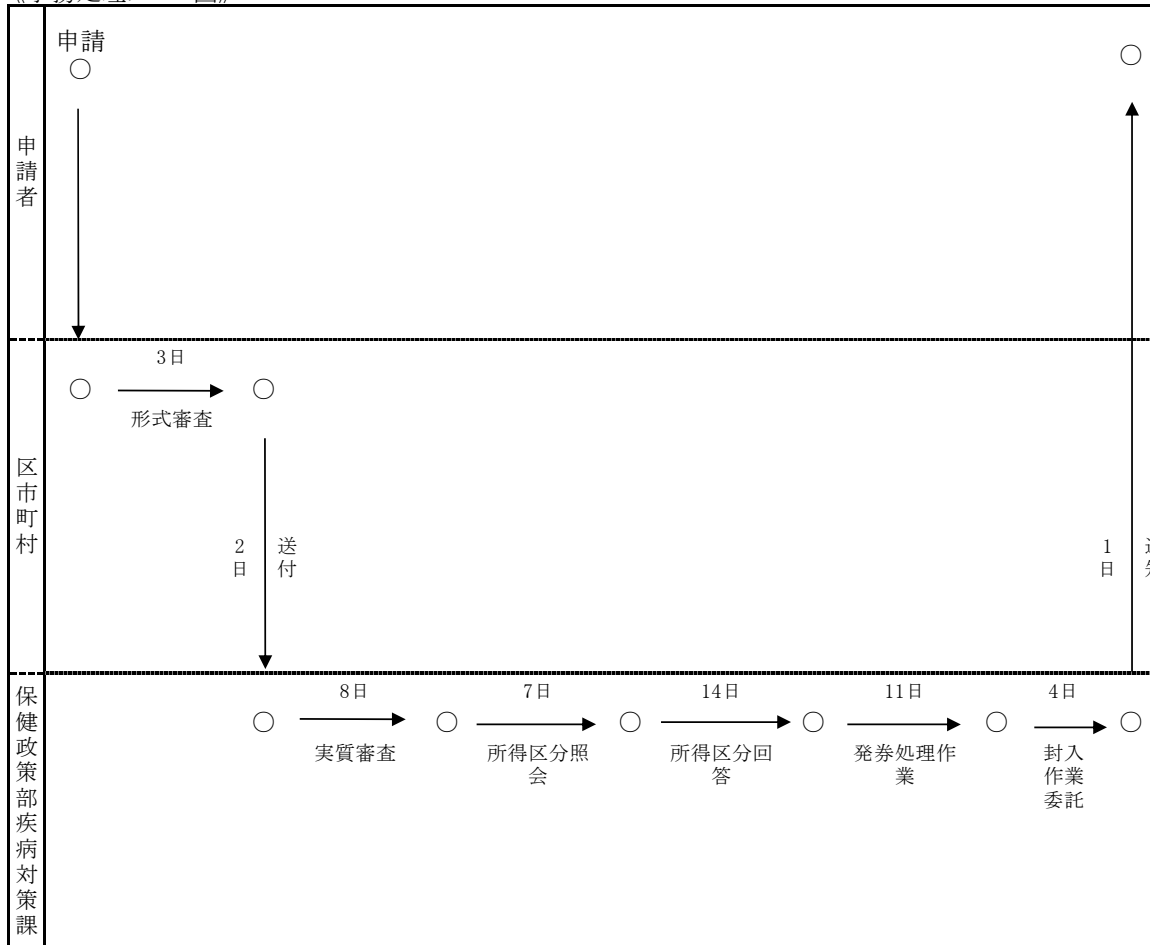
### 事務処理フロー図

事務名	難病患者等医療費助成支給認定内容の変更(特定疾患治療研究事業対象疾病及び東京都単独疾病)
根拠法令	東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則第12条の2

作成部署 福祉保健局保健政策部疾病対策課疾病対策担当  
電話32-911

標準処理期間計	50日
---------	-----

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書の記載事項、添付書類等の確認
2	送付	都庁に書類を送付
3	実質審査	申請内容の確認
4	所得区分照会	保険者に対し、対象者の所得区分を照会するための資料作成
5	所得区分回答	保険者において所得区分を確定し、都に通知
6	発券処理作業	結果の入力作業、受給者証と申請書の照合作業等
7	封入作業委託	発券された受給者証を封入
8	通知	申請者に発送
9		
10		